富士市スポーツ競技会出場賞賜金交付要領

平成２８年４月１日制定

（趣旨）

第１条　富士市は、競技会に出場する選手の栄誉を讃えるとともに、市民の健全なスポーツの振興及びスポーツ活動に対する意識の高揚を図るため、予算の範囲内で賞賜金を交付する。

（定義）

第２条　この要領において、「競技会」とは、次に挙げるものをいう。ただし、親睦・交流を目的としている大会は除く。

（１）オリンピック、パラリンピック

（２）アジア大会、ユニバーシアード大会及び各国際競技団体が主催する大会

（３）国民体育大会、全国障害者スポーツ大会

（４）日本スポーツ協会、又は日本オリンピック委員会の加盟団体で全国的に活動している団体が主催する全国大会

（５）その他市長が適当と認める大会

（交付対象者）

第３条　賞賜金の交付対象となる者は、競技会に選手として出場し、かつ、当該出場が次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、他の市町で同様の交付を受ける者、及びスポーツ活動を職業としている者を除く。

（１）市内に住所を有する選手が競技会開催要項の規定に基づき、前条第１号から第３号に規定する競技会に出場するとき。ただし、第２号に規定する競技会にあっては、国内予選会を経ての出場、又は別表１に規定する基準により出場するときに限る。

（２）市内に住所を有する、又は在学する選手が競技会開催要項の規定に基づき、第４号及び第５号に規定する競技会に出場するとき。ただし、地域予選会を経ての出場、又は別表１に規定する基準により出場するときに限る。

（３）市内に住所を有する、又は在学する小学校児童及び中学校生徒が、日本スポーツ協会加盟団体が主催する東海大会・ブロック大会規模の競技会に、地域予選会を経て出場するとき。

（４）その他市長が適当と認める場合。

（賞賜金の額）

第４条　賞賜金の額は、別表２の賞賜金額に基づき、市長が定める。

（交付の申出）

第５条　賞賜金の交付を受けようとする選手、又は選手が所属する団体競技におけるチームは、賞賜金交付申出書（第１号様式）に次に掲げる書類を添付して、当該競技会の開催前日までに市長に申し出なければならない。

（１）当該競技会の開催要項及び参加申込書の写し

（２）地域予選会等の開催要項及びその結果がわかる書類その他第３条各号のいずれかに該当することが分かる書類

（３）その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第６条　市長は、前条に基づく申し出があったときは、内容を審査のうえ賞賜金の交付を決定し、賞賜金交付

決定通知書（第２号様式）により、当該申出者に通知するものとする。

（遵守すべき事項）

第７条　賞賜金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（１）賞賜金の交付の対象となった競技会の開催が中止されたとき。

（２）競技会の出場を辞退し、又は取り消されたとき。

（３）前２号に掲げる場合のほか、申出書の内容に変更を生じたとき。

（報告）

第８条　交付決定者は、競技会が終了したときは、その結果を速やかに競技会結果報告書（第３号様式）により市長に報告しなければならない。

２　市長は、競技会結果報告書の内容を確認した後、速やかに賞賜金を交付する。

（決定の取り消し）

第９条　市長は、交付決定について、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、賞賜金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）賞賜金の交付の対象となった競技会の開催が中止されたとき。

（２）交付決定者が第７条第２号又は第３号に該当したとき。

（３）第５条各号に掲げる書類又は前条第１項に規定する書類に虚偽又は不正があったとき。

（補則）

第１０条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表１（第３条第１項第２号関係）

参加資格として規定された標準記録以上の成績を収めたことによる出場
参加資格として規定された、競技会主催者が招聘する選手
県以上の選抜チームの選手

別表２（第４条関係）

<table>
<tr><th colspan="2">競技会区分</th><th>一人当たりの賞賜金額</th><th>対象者</th></tr>
<tr><td colspan="2">第２条第１項第１号関係</td><td>５万円</td><td rowspan="3">市内に住所を有する選手</td></tr>
<tr><td colspan="2">第２条第１項第２号関係</td><td>３万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">第２条第１項第３号関係</td><td>９千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">第２条第１項第４号関係</td><td>９千円</td><td>市内に住所を有する、又は在学する選手</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第２条第１項第５号関係</td><td>第３条第１項第３号関係</td><td>４千円</td><td>市内に住所を有する、又は在学する選手（小、中学生のみ）</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>市長が定める額</td><td>市内に住所を有する、又は在学する選手</td></tr>
</table>

附則

この要領は、平成２８年　４月　１日から施行する。

この要領は、平成２８年１２月２６日から施行する。

この要領は、令和　４年　４月　１日から施行する。

この要領は、令和　８年１１月　１日から施行する。